

事業名	住宅用再生可能エネルギー設備設置事業補助金
事業主体	蔵王町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムや定置用蓄電池システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象要件	次のすべての要件に当てはまる者 ①町内に住所（予定含む）を有する個人で、自ら居住する町内の戸建て住宅（併用住宅可）に対象システム（※）を設置する者、または自ら居住するために対象システム付き住宅を建築または購入する者 ②町税等に滞納がない者（世帯員含む） ③電灯契約を締結している者（予定含む） ※申請者が所有者でない場合は、所有者の承諾が必要 ※対象システム（太陽光発電システム） ①低圧配電線と逆潮流有りで連携したシステムかつ最大出力合計値が1kw以上 ②JET「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けている ③性能保証、設置後サポートがメーカーで確保されている ④未使用品であること （定置用蓄電池システム） ①住宅用太陽光発電システムと接続し、宅内のコンセントを通じて電力の供給を行うシステムであるもの。 ②容量が1kwh以上のもの。 ③未使用品であること。
補助金額等	・住宅用太陽光発電システム 最大出力（kw）×1.5万円 （補助金の上限額は6万円、1,000円未満切り捨て） ・定置用蓄電システム 電池容量（kwh）×2万円 （補助金の上限額は8万円、1,000円未満切り捨て）
補助申請期間	令和5年4月3日～令和6年1月31日 ※但し、予算額に達した時点で終了する場合あり ※工事完了期限は令和6年3月31日まで
その他	
ホームページ	
お問合せ先	環境政策課 0224-33-3007

事業名	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
事業主体	蔵王町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、住宅用合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象要件	<p>次のすべての要件に当てはまること</p> <p>①下水道事業認可区域外の土地</p> <p>②専用住宅（別荘、営利目的は対象外）かつ町内に住所を有する（予定を含む）個人</p> <p>③町税等に滞納がないもの（世帯員含む）</p> <p>※対象浄化槽（以下の全てに該当するもの）</p> <p>①10人槽以下</p> <p>②生物化学的酸素要求量（BOD）除去率が90%以上</p> <p>③放流水のBODが20mg/L（日間平均）以下の機能を有する</p> <p>④平成4年10月30日付け衛浄第34号通知に定める指針が適用される浄化槽の場合、同指針に適合するもの</p> <p>⑤未使用品であること</p>
補助金額等	<p>合併処理浄化槽設置補助金限度額（以下内訳のとおり）</p> <p>5人槽：332,000円</p> <p>6～7人槽：414,000円</p> <p>8～10人槽：548,000円</p>
補助申請期間	令和5年4月3日～予算額に達した時点で終了
その他	申請前に設置した場合は補助対象外
ホームページ	
お問合せ先	環境政策課 0224-33-3007

事業名	生ごみ処理容器等補助金
事業主体	蔵王町

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input checked="" type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	各家庭から排出される生ごみの減容化及び再資源化を進めるために、生ごみの自己処理をするものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象要件	町内に住所を有する者で、処理容器を購入し設置する個人
補助金額等	①コンポスト化容器（有効容量100L以上） 1基につき2,000円 ②密閉式ビニール容器（有効容量10L以上） 1基につき1,000円 ③電気式生ごみ処理機（バイオ分解式又は乾燥式） 1基あたり購入価格の1/2以内で上限3万円（100円未満切捨）
補助申請期間	随時受付
その他	
ホームページ	
お問合せ先	環境政策課 0224-33-3007

蔵王町 4

事業名	定住促進事業補助金
事業主体	蔵王町

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	定住を促進するため、住宅を新築または購入（中古含む）した場合、その取得費用の一部に対し予算の範囲内において補助金を交付する。
補助対象要件	<p>○補助対象者……次の2点とも満たす者</p> <p>①基準日時点で満55歳未満である者（夫婦の場合はいずれかで可） ※基準日：新築→建築確認検査済証交付日 購入→売買契約締結日</p> <p>②蔵王町に定住する目的で注文住宅を新築、建売住宅または中古住宅を購入した者</p> <p>○補助対象住宅：上記基準日が令和6年3月31日までに到来するもの</p> <p>○補助対象経費：新築費用、建売住宅または中古住宅の購入費用</p>
補助金額等	<p>(1)新築住宅、建売住宅購入→補助率1/10以内 （補助限度額30万円。ただし、蔵王町内業者元請負施工の場合、補助限度額60万円）</p> <p>(2)中古住宅購入→補助率1/10以内 （補助限度額30万円。購入時に蔵王町内業者が30万円以上の改修工事を行う場合補助対象経費に加算可）</p> <p>☆子育て支援加算→一律20万円 基準日時点で満18歳未満の子がいる世帯の場合、（1）または（2）に加算</p>
補助申請期間	<p>受付：令和6年3月31日まで</p> <p>申請可能期間：基準日から起算して6カ月以内の申請に限る</p> <p>※予算額に達した時点で終了する場合あり</p>
その他	
ホームページ	
お問合せ先	まちづくり推進課 0224-33-2212